

## 消費生活相談

一人で悩まず  
すぐ相談を



ご存じですか？  
消費者ホットラ  
イン・188番

消費生活センターは、商品やサービスなど、消費生活に関する相談や問い合わせを受け付けています。昨年度、消費生活センターに寄せられた相談件数は、県内で7万1千件、うち市内

は1560件で、いずれも前年度を上回りました。

市消費生活センターでは、多くの市民が利用できるよう、数年前から自治会・町内会を通し、当センターの電話番号を記載したステッカーを配布しています。

消費者庁では7月1日から、消費生活センターを周知するため、全国共通の電話番号・消費者ホットライン「188」番での案内を開始しました。最寄りの消費生活センターなどの相談窓口の存在や連絡先を知らない人も、「188（いやや!）」を覚えておくと利用できます。

188番に電話し、音声ガイドに従って郵便番号の入力などの操作をすると、最寄りの消費生活センター（市のセンターが話し中や休日で受け付けできない場合は、県のセンターなど）につながります。

しつこい勧誘や強引な契約などのトラブルが発生したり、製品・食品などの商品やサービスに関して不審に感じたりしたときは、一人で悩まず、消費生活センターをご利用ください。

消費生活センター… ☎24  
局0077  
消費者ホットライン… ☎  
188